

## 建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関する指導指針

### 1 目的

この指針は、市町村有の建築物及び民間建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関し必要な事項を定めることにより、道民の健康被害の未然防止と生活環境の保全を図ることを目的とする。

### 2 定義

この指針における用語の定義は次に定めるところによる。

#### (1) 「吹付けアスベスト等」

吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けひる石（パーミキュライト）、パーライト吹付け、発泡けい酸ソーダ吹付け及び折板裏打ち断熱材で、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの

#### (2) 「吹付けひる石等」

吹付けひる石（パーミキュライト）、パーライト吹付け、発泡けい酸ソーダ吹付けで、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの

#### (3) 「除去」

吹付けアスベスト等を全て除去して、他のアスベストを含有しない建材等に代替する方法。

#### (4) 「封じ込め」

吹付けアスベスト等の表面に固化剤を吹き付けることにより塗膜を形成すること、又は、吹付けアスベスト等の内部に固化剤を浸透させ、アスベスト繊維の結合力を強化することにより発じんを防止する方法。

#### (5) 「囲い込み」

吹付けアスベスト等が吹き付けられている天井、壁等をアスベストを含有しない建材で覆うことにより、粉じんを室内等に発散させないようにする方法。

#### (6) 「利用頻度の高い場所」

人の出入りが多く、常時使用する場所（例：病室、教室、事務室、店舗、図書室、会議室、廊下、階段、給湯室など）。

#### (7) 「利用頻度の低い場所」

人の出入りが少ない場所（例：倉庫、機械室、電気室、非常階段など）。ただし、その場所に常駐する者がいる場合は（6）に含む。

#### (8) 「多数の道民が使用し、又は利用している建築物」

劇場、映画館、集会場、学校、病院、百貨店、店舗、社会福祉施設など

### 3 道の役割等

道は、吹付けアスベスト等が使用されている建築物の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に対し、道民の健康被害の未然防止と生活環境の保全を図るために、適切な指導、助言を行うとともに、必要な情報を提供するほか、相談に応ずるものとする。

### 4 市町村との連携協力

道は、市町村に対し、吹付けアスベスト等の飛散を防止するために必要な措置を講じるよう助言等を行うとともに、緊密に連携して施策を推進するよう努めるものとする。

### 5 建築物の所有者等がとるべき措置等

(1) 建築物の所有者等は、当該建築物における吹付けアスベスト等の使用の有無を把握し、使用されているアスベストの粉じんの飛散を防止するための措置を講じるものとする。

(2) 多数の道民が使用し、又は利用している建築物の所有者等は、多数の者の利用に供する部分（以下「共用部分」という。）で吹付けアスベスト等が確認されている場合は、その状況を公表するよう努めるものとする。

(3) 建築物の所有者等は、道が実施する調査等に協力するものとする。

### 6 指導事項

道は、建築物の所有者等に対し、次の事項について指導等を行うものとする。

#### (1) 調査

建築物の所有者等は、建築物内の吹付け材の有無について、当該建築物の建築年次による判断や設計図書などにより調査を行うとともに、吹付け材が存在する場合は、アスベストの含有等について調査を行う。

(2) 措置

ア 建築物の所有者等は、吹付けアスベスト等が確認された場合は、その表面の状態から次により判定をし、措置を講じるものとする。

判定	内 容
A	吹付け材全面にわたって表面が荒れ、剥離した形跡がある。又は、囲い込み材が全体に損傷している。
B	吹付け材の表面が部分的に荒れ、剥離した形跡がある。又は、囲い込み材が部分的に損傷している。
C	吹付け材の表面が安定しており、劣化も進んでいない。又は、囲い込み材に全く損傷が見られない。

イ 判定ごとの措置の内容は、次に定めるところにより決定するものとする。

判定	措 置 内 容
A	早急に除去すること。ただし、囲い込み、封じ込めによって確実に飛散防止が図られる場合は、この限りではない。
B	速やかに除去すること。ただし、囲い込み、封じ込めによって確実に飛散防止が図られる場合は、この限りではない。
C	当面、定期点検を実施しながら使用を継続して差し支えないが、必要に応じ、室内環境調査を実施し、将来的には、計画的に除去を実施すること。ただし、吹付けひる石等については、当面、定期点検を実施するとともに、必要に応じ、室内環境調査を実施しながら使用を継続して差し支えないものとする。

ウ 判定の結果、アスベストの飛散のおそれがある場合（判定A及びBの場合）、除去等の措置を講ずるまでの間、当該建築物の利用状況に応じ、室の使用を停止又は制限するなどの対策を講ずるものとする。

(3) 維持管理

建築物の所有者等は、除去が行われるまでの間、次により定期的に点検を行い、適切に維持管理を行うものとする。

ア 利用頻度の高い場所については、概ね3カ月に1回、利用頻度の低い場所については、6カ月に1回、吹付け材の表面の状態を定期的に点検し、別紙に記録すること。

イ 点検により吹付け材の表面の状態に変化があった場合は、(2)により再度判定を行い、適切な措置を講ずること。

ウ 点検の際は、室内環境調査を年1回程度実施するよう努めること。

7 吹き付けアスベスト等の措置状況の調査

道は、吹付けアスベスト等の措置状況を把握するため、毎年度定期的に調査を実施し、その結果を公表するとともに、把握した内容を別に定めるアスベスト台帳に記録するものとする。

8 多数の道民が使用し、又は利用している建築物に関する指導

(1) 道は、多数の道民が使用し、又は利用している建築物において、供用部分に吹付けアスベスト等が使用され、かつ飛散のおそれが著しいと認めるときは、期限を定めて所有者等に対してそれらを防止する措置を講ずるよう指導するものとする。

(2) 道は、前項の指導を受けた者が当該指導に従わないときは、その旨を公表することができるものとする。

9 関係法令等の遵守

建築物の所有者等は、吹付けアスベスト等の使用されている建築物の維持管理、解体改修に当たっては、大気汚染防止法、建築基準法、石綿障害予防規則など関係法令等に定める基準、届出、報告等に関する事項を遵守するものとする。

附則 この指針は、平成18年2月17日から施行する。

この指針は、平成19年3月28日から施行する。